

○防衛省告示第百十二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が令和五年五月三十日次のとおり決定された。

令和五年六月一日

防衛大臣 浜田 靖一

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
五一二四	北熊本駐屯地	熊本市	国有	建物・約四五〇平方メートル	

令和四年十月三日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
三〇三三	木更津飛行場	木更津市	国有	土地…約三、六〇〇平方メートル 受電所等の整備用地として共同使用する。
六〇〇一	北部訓練場	沖縄県国頭郡国頭村、 沖縄県国頭郡東村	国有	使用期間…当該財産の返還の日まで 土地…約六〇〇平方メートル 電柱等の移設及び更新のため共同使用する。
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡金武町	国有	使用期間…当該財産の返還の日まで 土地…約七三〇平方メートル
			公有	土地…約三一、〇〇〇平方メートル 一般廃棄物最終処分場用地として共同使

用する。

使用期間…当該財産の返還の日まで

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

三一八一 硫黄島通信所 東京都小笠原村 国有 建物…約五、二〇〇平方メートル

国有 工作物…鋪床等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和五年六月一日から令和六

年三月三十一日までの間、四回、一回に

つき約五日間

海上自衛隊硫黄島航空基地の施設の一部

を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある

施設及び区域として提供する。提供期間

中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

海上演習場関係

◎新規提供

硫黄島訓練区域

一 区域

第一区域 次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- (1) 北緯二四度四六分三九・九秒、東経一四一度一七分二二・二秒
- (2) 北緯二四度四五分〇〇・九秒、東経一四一度一六分五二・八秒
- (3) 北緯二四度四五分〇九・九秒、東経一四一度一六分一六・二秒
- (4) 北緯二四度四六分四八・九秒、東経一四一度一六分四五・〇秒

第二区域 次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- (1) 北緯二四度四五分四五・四秒、東経一四一度二〇分〇五・九秒
- (2) 北緯二四度四五分一一・八秒、東経一四一度二〇分一九・一秒
- (3) 北緯二四度四四分三〇・九秒、東経一四一度一八分一五・六秒
- (4) 北緯二四度四五分〇五・一秒、東経一四一度一八分〇一・八秒

第三区域 次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- (1) 北緯二四度四九分〇三・八秒、東経一四一度二〇分五九・三秒
- (2) 北緯二四度四八分三二・六秒、東経一四一度二〇分三八・九秒
- (3) 北緯二四度四九分〇三・八秒、東経一四一度一九分四三・一秒
- (4) 北緯二四度四八分三三・八秒、東経一四一度一八分一〇・一秒
- (5) 北緯二四度四九分〇六・八秒、東経一四一度一七分五六・三秒
- (6) 北緯二四度四九分四二・八秒、東経一四一度一九分四五・五秒

高度一五二メートル（五〇〇フィート）以下とする。

三 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

四 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和五年六月二十日から同月二十九日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。